

令和7年度第3回介護保険運営協議会次第

日時 令和7年12月10日(水)
午後1時30分～3時
場所 一関保健センター多目的ホール

1 開 会

2 挨拶

3 審議等

(1) 報告事項

ア 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指導監査について
(資料1)

イ 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託届出について
(資料2)

(2) 審議事項

ア 指定介護予防支援事業者の新規指定について
(資料3)

イ 第9期介護保険事業計画の進捗状況について
(資料4)

(3) その他

4 その他

5 閉 会

次回開催予定：令和8年2月4日（水）午後1時30分～3時



介護保険運営協議会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日

※任期途中での変更があった場合は現任者を掲載

No.	役員	地域	氏名	所属	選出規定	備考
1	会長	一関	秋保茂樹	一般社団法人一関市医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
2		花泉	吉原 睦	一関歯科医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
3		川崎	岩 渕 一 昌	両磐ブロック高齢者福祉協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
4		一関	高 橋 一 夫	一般社団法人岩手県介護老人 保健施設協会 事務局長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
5	副会長	一関	村 上 秀 昭	社会福祉法人一関市社会福祉 協議会 介護事業課長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
6		一関	佐々木 裕 子	一関市民生委員児童委員連絡 協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
7		平泉町	佐 藤 照 子	平泉町民生児童委員協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
8		一関	阿 部 英里子	両磐地区介護支援専門員協議 会 理事	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
9		一関	長 澤 茂	一関市医療と介護の連携連絡 会 幹事長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
10		一関	岩 渕 松 義	認知症の人と家族の会岩手県 支部一関地区世話人	第3条第1項第2号 (被保険者)	
11		一関	沼 倉 恵 子	一関市まちづくりスタッフバン ク	第3条第1項第2号 (被保険者)	
12		一関	蜂 谷 幸 夫	一関市行政区長会連絡協議会 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
13		一関	長 田 昌	一関市老人クラブ連合会一関 支部 支部長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
14		花泉	佐 藤 みさ子	一関市保健推進委員協議会 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
15		-	星 進 悦	岩手県一関保健所長	第3条第1項第4号 (学識経験者)	

(順不同)

介護保険運営協議会出席職員名簿

構成市町関係

職名	氏名	備考
介護保険担当参事	山形 雅彦	一関市福祉部長
介護福祉主幹	伊東 裕芳	一関市福祉部長寿社会課長
介護福祉主幹	菅野 文子	平泉町保健センター所長

一関地区広域行政組合関係

職名	氏名	備考
事務局長	佐藤 正幸	
事務局次長兼介護保険課長	及川 久美子	
一関西部地域包括支援センター所長	小野寺 久美	
一関東部地域包括支援センター所長	佐藤 恵美	
介護保険課長補佐兼認定調査係長	中村 謙介	
介護保険課介護保険総務係長	糸数 透	
介護保険課資格給付係長	金野 美由紀	
介護保険課主任主事	小野寺 俊英	
介護保険課主任主事	若生 晃央	
介護保険課主任	鈴木 正志	
さくらまち地域包括支援センター所長	太田 真希子	
はないずみ地域包括支援センター所長	小野寺 伸	
しぶたみ地域包括支援センター所長	小野寺 理恵	
ふじさわ地域包括支援センター副看護師長	小野寺 朝子	
ひらいずみ地域包括支援センター所長	鈴木 恵	

一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第18号

改正 平成24年3月30日 規則第4号

改正 令和6年3月29日 規則第5号

(設置)

第1条 この規則は、一関地区広域行政組合介護保険条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第27号）第3条の規定により、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び推進に関して審議すること。
- (2) 介護サービスの提供に関して審議すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第5項の規定により地域密着型サービスに関して審議すること。
- (4) 法第54条の2第5項の規定により地域密着型介護予防サービス費の額に関して審議すること。
- (5) 法第78条の2第7項の規定により指定地域密着型サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (6) 法第78条の4第6項の規定により指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (7) 法第115条の12第5項の規定により指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (8) 法第115条の14第6項の規定により指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (9) 法第115条の22第4項の規定により介護予防支援事業者の指定に関して審議すること。
- (10) 法第115条の46に規定する地域包括支援センターの設置、運営、事業評価等に関して審議すること。

- (1) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営上必要と認める事項に関して審議すること。
- 2 協議会は、前項第3号から第9号に掲げる事項並びに地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援（以下「地域密着型サービス等」という。）の質の確保、運営評価その他一関地区広域行政組合管理者が地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から必要と認める事項を審議するに当たっては、地域密着型サービス等運営委員会（地域密着型サービス等の費用、事業者の指定等、設備及び運営等に関し、市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験者を有する者の知見の活用を図るための必要な措置として設置される委員会をいう。）としての機能を担うものとする。
- 3 協議会は、第1項第10号に掲げる事項を審議するに当たっては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1項第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会としての機能を担うものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉の関係者
 - (2) 法第9条に規定する第1号被保険者及び第2号被保険者
 - (3) 各種団体等の関係者
 - (4) 学識経験を有する者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、管理者が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、介護保険課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

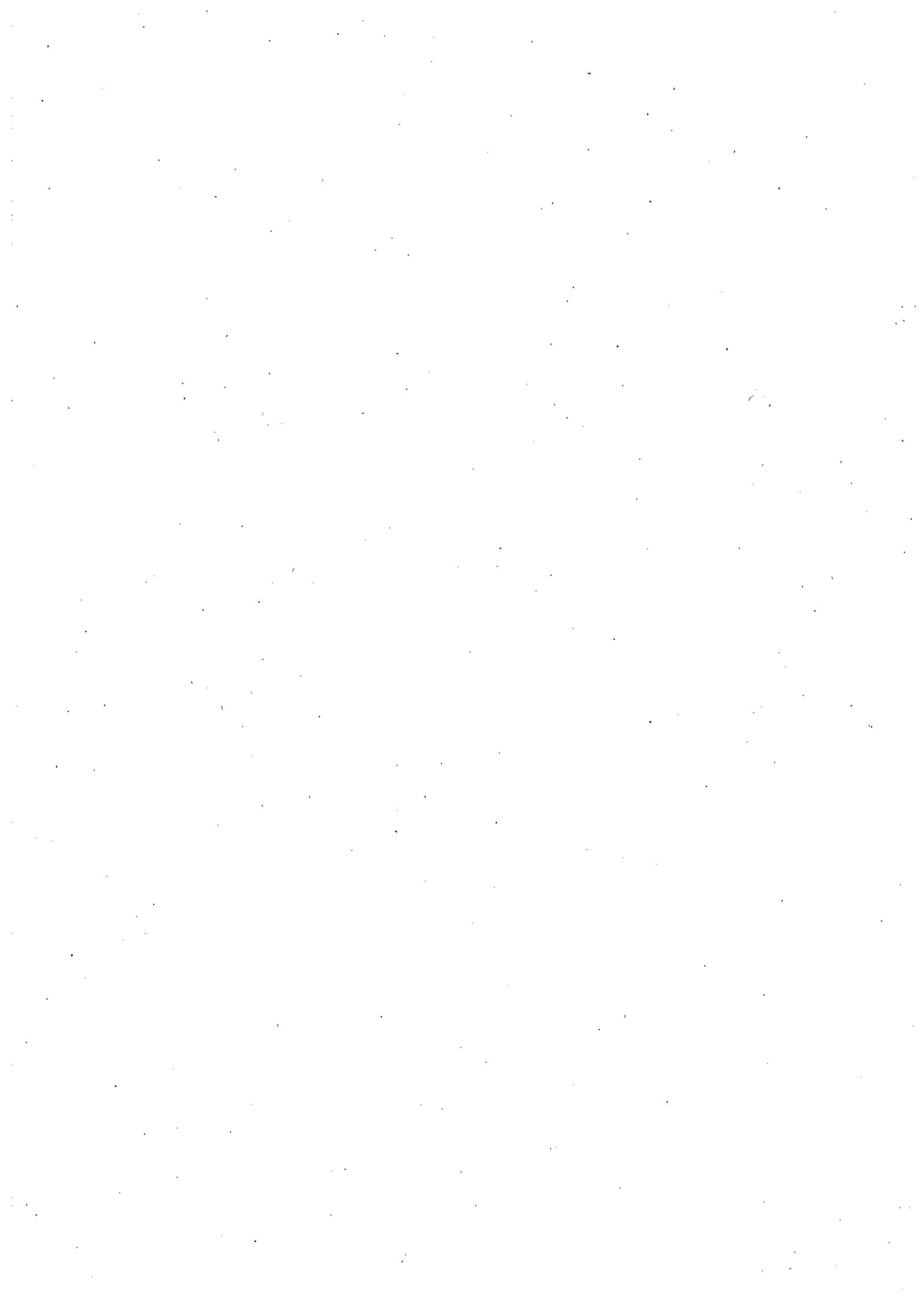
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。





指定介護予防支援事業者の新規指定について

1 概要

- (1) 令和6年4月から介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、指定居宅介護支援事業者においても市町村（当管内では一関地区広域行政組合）からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになりました。

※ 居宅介護支援事業所が指定を受けて介護予防支援を実施できる範囲（実施可の部分）

対象者	利用するサービス	ケアプランの種類	実施
要支援者	予防給付のみ	介護予防支援	可
要支援者	予防給付とサービス・活動事業	介護予防支援	可
要支援者	サービス・活動事業のみ	介護予防ケアマネジメント	不可
事業対象者	サービス・活動事業のみ	介護予防ケアマネジメント	不可

- ・ 要支援者：要支援1、要支援2の認定を受けた方
- ・ 事業対象者：基本チェックリストにより生活機能が低下していると判定された方
- ・ 予防給付：介護予防訪問入浴、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリ、介護予防通所リハビリ、介護予防短期入所、介護予防福祉用具貸与など
- ・ サービス・活動事業：介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス、通所型サービス
- ・ 介護予防ケアマネジメント：第1号介護予防支援事業
- ・ 実施不可：ただし、介護予防ケアマネジメントについては地域包括支援センターからその業務の一部について委託を受けて、指定居宅介護支援事業所が行うことが可能

- (2) 介護予防支援事業者の指定を行う際、当組合が指定をしようとする前に、あらかじめ、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要があるため、当組合では「介護保険運営協議会」に意見を求めることとしております。そのため、指定日は申請日以降の介護保険運営協議会開催後となります。また、介護保険運営協議会での意見が付された場合、その意見について事業所運営への反映を求める場合があります。

※ 介護保険法 第115条の22第4項

「市町村長は、第58条第1項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」

- (3) 今回指定を行おうとする次の事業者は、該当する居宅介護支援事業所について奥州市から指定を受けており、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年一関地区広域行政組合条例第1号）の人員基準、設備基準等に適合していることを確認しております。

2 対象事業者等

- (1) 事業者名 株式会社福伸（主たる事務所の所在地：奥州市水沢中田町4番19号）
- (2) 事業所名 福伸指定居宅介護支援事業所
- (3) 事業所所在地 奥州市前沢生母字中道3番地2
- (4) 指定期間 令和8年1月1日から令和13年3月31日
 （奥州市の当該居宅介護支援事業所の指定期間が令和7年4月1日から令和13年3月31日までのため、終期を合わせます。）

3 現地確認日 令和7年12月1日（月）

4 人員等の基準

	基 準	申請の内容	適否
事業者	（指定介護予防支援事業者の指定に関する基準） 第2条 法第115条の22第2項第1号に規定する 条例で定める者は、法人とする。	株式会社福伸	適
管理者	（管理者） 第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に 係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」 という。）ごとに常勤の管理者を置かなければ ならない。 2 [略] 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防 支援事業者が第1項の規定により置く管理者 は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第 36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任 介護支援専門員でなければならない。[以下略] 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者 でなければならない。ただし、次に掲げる場合 は、この限りでない。 (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事 業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合 （その管理する指定介護予防支援事業所の管 理に支障がない場合に限る。）	常勤兼務 小野寺 悦子 主任介護支援専門員 （介護支援専門員との兼務）	適

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">従業者</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</p>	<p>介護支援専門員4人</p> <p>(令和7年10月の給付管理数：介護90件、予防39件。うち当組合管内：予防1件)</p>	<p style="text-align: center;">適</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">設備及び備品等</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第21条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>必要な広さの区画、設備等と相談・会議等に対応するスペースを確保している。</p>	<p style="text-align: center;">適</p>



別紙様式第二号(一)

指定地域密着型サービス事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所
 指定介護予防支援事業所

指定申請書

7 年 9 月 15 日

一関地区広域行政組合 管理者 様

所在地 岩手県奥州市水沢中田町4番19号

申請者 名称 株式会社 福伸

代表者職名・氏名 代表取締役 千田祥子

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

法人番号 6 4 0 0 6 0 1 0 0 0 8 3 1

フリガナ	カブシキガイシャ フクシン		
名称	株式会社 福伸		
主たる事務所の所在地	(郵便番号 023 - 0826) 岩手 県 奥州 市 水沢中田町4番19号		
連絡先	電話番号 0197-51-7350 (内線)	FAX番号 0197-23-8987	
	Email info@fukushin-iwate.com		
法人等の種類	営利法人		
代表者の職名・氏名・生年月日	職名 代表取締役	フリガナ 千田 ショウコ 氏名 千田 祥子	生年月日 [REDACTED]
代表者の住所	(郵便番号 [REDACTED]) [REDACTED]		

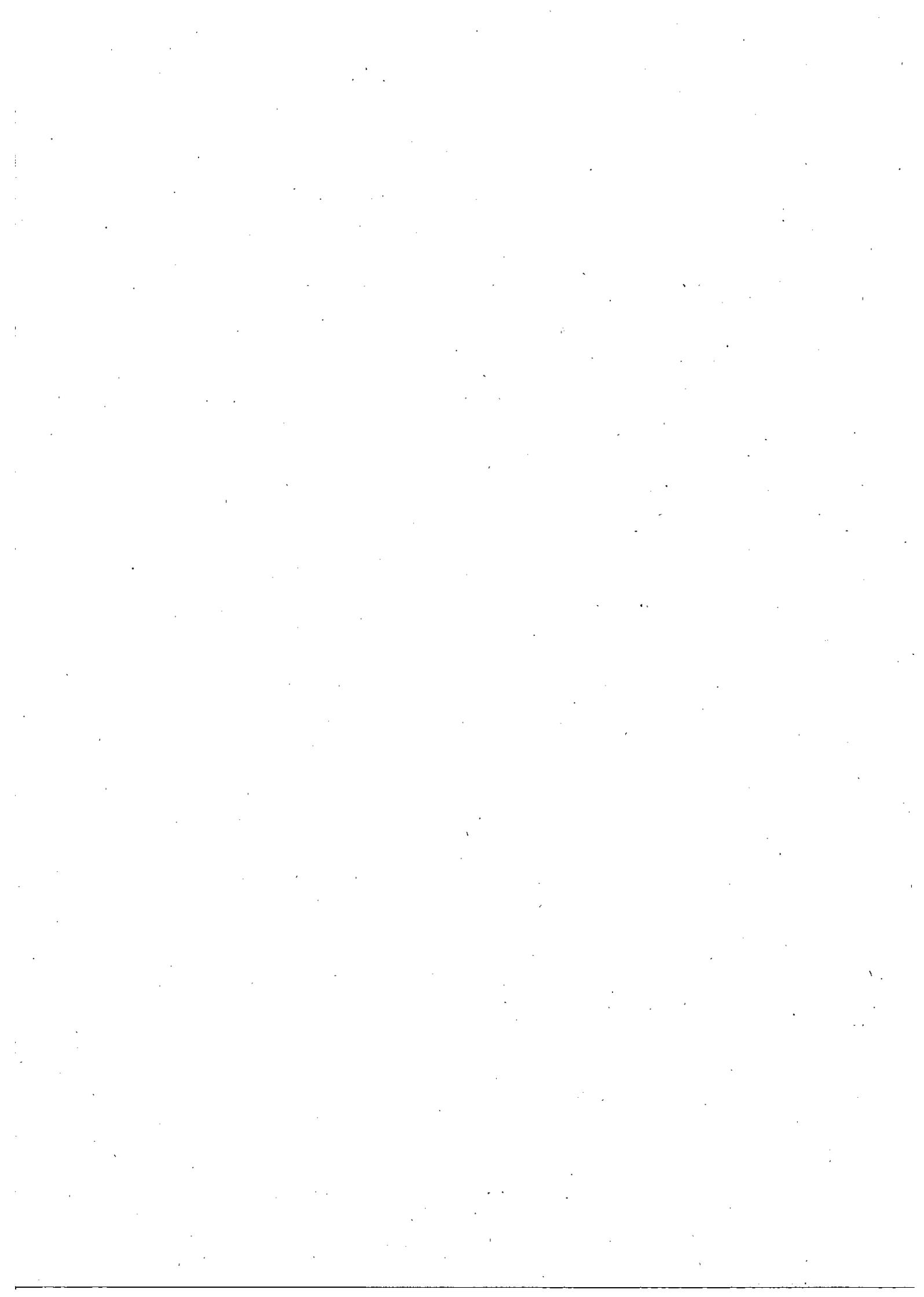
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に☐

指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類	共生型サービス申請時に☐	指定申請対象事業 (該当事業に○)	既に指定を受けている事業 (該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様式
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	☑				付表第二号(二)
	認知症対応型通所介護	☑				付表第二号(四)(五)
	小規模多機能型居宅介護	☑				付表第二号(六)
	認知症対応型共同生活介護	☑				付表第二号(七)
	地域密着型特定施設入居者生活介護	☑				付表第二号(八)
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	☑				付表第二号(九)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	☑				付表第二号(一)
	複合型サービス	☑				付表第二号(十)
	地域密着型通所介護	☐				付表第二号(三)
	居宅介護支援事業	☑		○		付表第二号(十一)
介護予防支援事業	☑		○	令和7年10月	付表第二号(十二)	
介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	☑				付表第二号(四)(五)
	介護予防小規模多機能型居宅介護	☑				付表第二号(六)
	介護予防認知症対応型共同生活介護	☑				付表第二号(七)
介護保険事業所番号	0 3 7 1 5 0 0 1 5 8 (既に指定又は許可を受けている場合)					
医療機関コード等	(保険医療機関として指定を受けている場合)					

付表第二号（十二） 指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号	6400601000831			
	フリガナ	フクシンシテイキョタクカイゴシエンジギョウシヨ			
	名称	福伸指定居宅介護支援事業所			
	所在地	(郵便番号 029 - 4203) 岩手 県 奥州 市 前沢生母字中道3番地2			
連絡先	電話番号	0197-94-1330	(内線)	FAX 番号 0197-56-0322	
	Email	info@fukushin-iwate.com			
管理者	フリガナ	オノデラ エツコ		住所	
	氏名	小野寺 悦子			
	生年月日			(郵便番号)	
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)		主任介護支援専門員		
	他の事業所、施設等の 職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地			
	兼務先のサービス種別、兼 務する職種及び勤務時間等				
◎人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数（人）		担当職員			
		専従	兼務		
	常勤（人）	3	1		
	非常勤（人）	0	0		
事業開始時の利用者の推定数		1 人			
添付書類		別添のとおり			

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載してください。
 - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
 - 3 担当職員については、指定居宅介護支援事業者である場合、介護支援専門員について記載してください。



第9期介護保険事業計画の進捗状況について (令和7年10月末)

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
1 地域包括ケアシステムの推進	その人らしい暮らしを継続するため、地域と医療、保健、福祉、介護の関係機関・団体が連携し、包括的に自立を支援します。	(1) 地域包括支援センターの体制確保、機能向上 (2) 地域ケア会議の推進 (3) 高齢者本人の生きがいと尊厳を重視した、多様な地域包括ケアシステムの推進	(1) 地域包括支援センターの体制確保、機能向上 ○介護予防支援について、居宅介護支援事業所も組合からの指定を受けて実施することが可能になった。 ○地域包括支援センターが行う相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所へ委託することが可能となった。 ○包括的・継続的ケアマネジメント研修会の開催 【令和6年度】 ○第1回 5/27開催 88人参加 研修内容 「令和6年度介護報酬改定に関する内容と理解」 情報提供 「第2次一関市自死対策推進計画について」 ○第2回 12/25開催 71人参加 研修内容 「適切なケアマネジメント手法～基本ケア～」 【令和7年度】 ○第1回 6/18開催 88人参加 研修内容 「適切なケアマネジメント手法の効果的な活用」 ○第2回 12/3開催予定 情報提供 ①認知疾患医療センターについて ②チームオレレンジについて ③認知症初期集中支援チームについて 講演 「認知症とともに生きる～新しい認知症観からみる地域のサポートとは～」 (2) 地域ケア会議の推進 ○会議開催実績については、年度終了後にとりまとめ予定 ○個別レベル会議 ・個別ケースの課題解決や地域課題発見など ○日常生活圏域～地域支援会議 ・抽出された地域課題の解決法を検討 ○東部・西部圏域ごとに開催 【令和6年度】 ・西部地域連携推進会議 1/21実施 「8050問題」～相談支援から見た複合的課題への対応～ ・東部地域連携推進会議 第1回10/3、第2回1/29実施 「運転免許を返納した高齢者の地域での役割を考える」 【令和7年度】 ・西部地域連携推進会議 12月開催予定 ・東部地域連携推進会議 11/14開催予定 「身帯りのない高齢者等を支えるネットワーク構築」

長期目標 令和6～22年度 2 在宅医療と介護の連携推進	短期目標 令和6～8年度 構成市町と連携の場を構築します。	具体的施策 (1) 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築	検討内容及び実施内容
			<p>(1) 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築</p> <p>○医療と介護の連携会議</p> <p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一関市医療と介護の連携連絡会 令和6年4月30日資料送付 (書面開催) 第1回 令和6年5月22日 ・一関市医療と介護の連携連絡会 令和6年12月10日資料送付 (書面開催) 第2回 令和7年3月24日 ・平泉町在宅医療介護連携会議 令和7年5月27日開催 <p>【令和7年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一関市医療と介護の連携連絡会 令和7年4月21日資料送付 (書面開催) 第1回 令和7年5月16日 <p>○在宅医療と介護等の従事者を対象とする医介連の会議や研修会等の開催</p> <p>①出前講座</p> <p>【令和6年度】</p> <p>実施回数11回 参加者の計 168人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/20 (参加者9人) ・8/21 (参加者12人) ・8/28 (参加者13人) ・9/11 (参加者18人) ・10/9 (参加者18人) ・10/9 (参加者10人) ・11/14 (参加者12人) ・11/25 (参加者14人) ・2/16 (参加者23人) ・3/6 (参加者20人) ・3/19 (参加者19人) <p>【令和7年度】</p> <p>実施回数4回 参加者の計 63人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5/9 (参加者17人) ・8/20 (参加者13人) ・9/12 (参加者16人) ・10/29 (参加者17人)

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			<p>②在宅医療に係る情報交換会「ケアカフェ」 【令和6年度】 ・9/21 「心のケアについて～精神的負担を軽減し、信頼関係を構築できる コミュニケーションとは～」 参加者27人 ・2/15 「高齢者に多い排尿障害について」 参加者25人 【令和7年度】 ・7/26 「事例から学ぶアドバンス・ケア・プランニング（人生会議）」 参加者21人</p> <p>③「広報いちのせき」に情報掲載 毎月【通年】</p> <p>④医療介護関係者の研修会 【令和6年度】 ・8/31 「これからACP（人生会議）を進めるためには」 参加者123人 ・11/30 「知っておきたい 心筋梗塞のお話」 参加者108人 【令和7年度】 ・8/30 「誤嚥性肺炎について 正しい理解と予防を知ろう」 参加者109人 ・10/18 「親が脳卒中になったらあなたはどうしますか？」 参加者84人 ⑤在宅医療・介護連携市民フォーラム 【令和6年度】 ・11/2 「最期まで在宅で過ごすということをとともに考える」 参加者244人 【令和7年度】 ・11/8開催予定 「この一関をみんなであつなぐ」</p> <p>(平泉町) 【令和6年度】 ①在宅医療介護連携講演会（令和6年11月30日開催） ②介護講座 【令和7年度】 ①在宅医療介護連携講演会（令和7年12月13日開催） ②介護講座</p>

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
<p>3 認知症の人(若年性認知症の人も含む。)への支援対策の推進</p> <p>○認知症に関する正しい知識と理解を深め、認知症の人が尊厳を保持し希望をもつて暮らし続けることができてきょう、人格と個性を尊重しつつ支え合いながら強制的な活力ある社会(共生社会)の実現を目指す。</p>	<p>認知症の人への早期対応、本人・家族支援体制を充実します。</p>	<p>(1) 認知症の人とその家族を支える地域づくり</p>	<p>(1) 認知症の人とその家族を支える地域づくり</p> <p>○認知症地域支援推進員による支援</p> <p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対する正しい理解と知識の普及啓発のための講話や認知症サポーター養成講座の開催、作成した通信の配布、FMあすもでの周知などの啓発 ・家族会・認知症カフェへの支援・普及啓発 ・窓口・電話相談や訪問による相談対応 <p>【配置状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部地域包括支援センター 1人(兼務) ・認知症地域支援推進員を主業務とするもの(生活支援コーディネーター兼務) ・東部地域包括支援センター 1人(専従) ・さくらまち地域包括支援センター 1人(専従) ・一関市長寿社会課 1人(兼務) ・生活支援コーディネーターを主業務とするもの ・世界アールツハインターナーに合わせ各図書館にて認知症特別展示を実施。 ・声かけ訓練 <p>《令和6年度》</p> <p>西地域:萩荘地区(民生児童委員)11/27(木)</p> <p>《令和7年度》</p> <p>西地域:東中田(東中田いきいきクラブ:百歳体操の団体)10/9(木)</p> <p>東地域:やすらぎカフェチームオレンジ(藤沢地域)10/4(土)</p> <p>○認知症サポーターの養成</p> <p>住民の集まり、職域、学校で講座を開催。 ※数字は延べ件数</p> <p>(令和7年10月31日現在)</p> <p>[一関市] 13,734人(計画:令和8年度15,000人)</p> <p>[平泉町] 2,895人(計画:令和8年度3,000人)</p> <p>○チームオレンジ立ち上げ</p> <p>[一関市] 令和6年3月27日 一関地域に1か所結成 令和6年12月1日 藤沢地域に1か所結成</p> <p>○キャリアバメンメイトの養成</p> <p>認知症サポーター養成講座の講師役</p> <p>(令和7年10月31日現在)</p> <p>[一関市] 123人(計画:令和8年度120人)</p> <p>[平泉町] 21人(計画:令和8年度20人)</p> <p>○認知症ケアパスの普及</p> <p>冊子版「あんしんガイドブック」及び概要版のリーフレット「あんしんガイド」の配布。</p>

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
		<p>(2) 初期支援体制の推進</p> <p>(3) 認知症の人と家族への支援</p>	<p>(2) 初期支援体制の推進</p> <p>○認知症初期集中支援チームによる支援</p> <p>【設置目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職が認知症が疑われる人や認知症高齢者等とその家族を訪問し、本人や家族などの初期の支援を包括的・集中的に行う。 <p>【設置場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一関西部地域包括支援センター (担当地域：一関・花泉地域、平泉町) ・一関東部地域包括支援センター (担当地域：大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域) <p>【チーム員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門医1人＋専門職（保健師・社会福祉士等）2人以上の計3人以上で1チーム。 <p>【チーム員会議開催状況（奇数月開催）】</p> <p>《令和6年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部地域6回（協議件数13件） ・東部地域5回（協議件数16件） <p>《令和7年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部地域3回（協議件数16件） ・東部地域3回（協議件数10件） <p>(3) 認知症の人と家族への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知 ○「認知症の人と家族の会」や「認知症カフェ」の運営支援・育成と必要な人への周知 ○チームオレジンジ上げ及び運営支援。 ○地域での見守り体制の構築・関係機関との連携強化 ○権利擁護の推進（日常生活自立支援事業や成年後見制度利用勧奨・周知）

長期目標 令和6～22年度 4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	短期目標 令和6～8年度 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けて取組みます。	具体的施策 (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	検討内容及び実施内容
			<p>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ○介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業の推進を図る。 (実績は令和7年10月末)</p> <p>① 訪問介護サービス・通所介護サービス ・訪問介護 34事業所で実施 ・通所介護 54事業所で実施</p> <p>② 緩和された基準の中で実施されるサービス (サービスA) ・3事業所で実施 (3事業所登録)</p> <p>③ 住民主体サービス (サービスB) (件数、人数は令和7年10月末時点) [一関市] (通所) ・活動団体数 13団体 (令和8年度までの目標20団体) ・延べ利用者数 9,365人 (令和8年度までの目標15,000人) [平泉町] (通所) ・活動団体数: 13団体 ・延べ利用者数 5,190人 計画は10,000人目標</p> <p>④ 短期集中予防サービス (サービスC) (件数、人数は令和7年10月末時点) [一関市] (通所) ・4事業所へ委託し、1クール15回 (週1回×4か月) で実施 (令和8年度までの目標6事業所) ・延べ利用者数 404人 (令和8年度までの目標900人) [平泉町] (通所) ・1事業所に委託し、年間1クール (3か月×1回) 実施 ・延べ利用者数 67人 計画は130人目標</p> <p>⑤ 移動支援サービス (訪問型サービスD) [一関市] ・実施なし [平泉町] ・実施なし</p>

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			<p>○一般介護予防事業の推進 [一関市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般介護予防事業は、各地域それぞれ介護予防教室や健康相談・健康教育などを実施し、市民の介護予防の普及啓発に努めている。 ・いきいき百歳体操をメインに介護予防事業に取り組む「週イチ倶楽部」は、各地域に広がりを見せている。 ・通いの場活動団体数 118団体(令和7年10月末) ・週イチ倶楽部活動団体数 <ul style="list-style-type: none"> 一関市：77団体(令和7年10月末) [平泉町] ・ユツ骨貯筋教室、男の介護予防教室「平泉じいちやん倶楽部」 ・介護予防ボランティア養成講座 ・通いの場活動団体数 <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度18団体 ・高齢者の茶話会「さくららの会」など <p>○その他の事業の推進 [一関市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度週イチ倶楽部サポーター養成及びブローアップ研修 2回コース2会場 参加者 75人(延べ) <p>[平泉町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき百歳サポーター養成講座を、介護予防の担い手養成とサポーターのブローアップを兼ねて実施

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
		(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	<p>(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進</p> <p>○体制整備などの準備</p> <p>〔一関市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係課（国保年金課、健康づくり課、長寿社会課）で実施に向けての協議を重ね、令和4年度より健康づくり課を主管課として事業を開始。 ・医療、介護、健康診査のそれぞれの高齢者を対象とした個別保健指導（ハイリスコアの重症化リスクの高い高齢者を対象とした個別保健指導（ハイリスコアプログラム））、また、介護予防教室等においての健康教育（ポピュレーションアプローチ）を実施。令和7年度から気軽に相談できる環境づくりとしてスパー及びビドラッグストアでの健康相談を実施。 <p>〔平泉町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係課（保健センター、後期高齢者医療担当部局）で実施に向けての協議を重ね、令和6年度より保健センターを主管課として事業を開始。 ・医療、介護、健康診査のそれぞれの高齢者を対象とした個別保健指導（ハイリスコアの重症化リスクの高い高齢者を対象とした個別保健指導（ハイリスコアプログラム））、また、介護予防教室等においての健康教育（ポピュレーションアプローチ）を実施 <p>○連携会議</p> <p>国保年金課、健康づくり課、長寿社会課、地域包括支援センター（直営） 〔令和7年度〕 2回実施 7月28日（月） 令和8年1月予定</p>

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			<p>○関係機関との会議等 一関市医師会、一関歯科医師会、一関薬剤師会との事業の打合せ 随時</p> <p>○事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクアプローチ データ分析から把握した生活習慣病等の重症化リスクの高い高齢者を対象とした個別保健指導 【令和7年度】 (令和7年10月末) (生活習慣病・オーラルフレイル・低栄養・健康状態不明者) 対象者 158人 保健指導延べ 118人 対象者 10人 保健指導延べ 4人 ・ポピュレーションアプローチ 介護予防教室等における医療、介護、健康診査のそれぞれのデータ分析から把握した健康課題をテーマにした健康教育と健康状態の把握 【令和7年度】 (令和7年10月末) (生活習慣病・オーラルフレイル・低栄養) <p>実施回数 180回 参加者数 (延べ) 2008人 実施回数 8回 参加者数 (延べ) 121人 実施回数 3回 相談利用者数 47人</p> <p>(服薬) (気軽に相談できる環境づくり)</p>
			<p>[平泉町]</p> <p>○事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクアプローチ データ分析から把握した生活習慣病等の重症化リスクの高い高齢者を対象とした個別保健指導 【令和6年度】 対象者 8人 参加者数 (延べ) 8人 【令和7年度】 対象者 8人 参加者数 (延べ) 8人 (高血圧) 対象者 8人 参加者数 (延べ) 8人 ・ポピュレーションアプローチ 介護予防教室等における医療、介護、健康診査のそれぞれのデータ分析から把握した健康課題をテーマにした健康教育と健康状態の把握 【令和6年度】 実施回数 18回 参加者数 (延べ) 180人 【令和7年度】 実施回数 18回 参加者数 (延べ) 186人 (高血圧) 実施回数 18回 参加者数 (延べ) 186人 (フレイル予防)

長期目標 令和6～22年度 5 生活支援体制 の整備・推進	短期目標 令和6～8年度 地域における生活 上の課題について話 し合う場の設置を推 進します。	具体的施策 (1) 生活支援体制の整備・推進	検討内容及び実施内容
			<p>(1) 生活支援体制の整備・推進 ○地域における生活上の課題について話し合う場の設置の推進 [一関市] ・既に地域で結成されている地域協働体や福祉推進協議会など、地域の生活上の課題を話し合う場を協議体とすべく取り組んでいる。</p> <p>○生活支援コーディネーターの活動の推進 【役割】 ・地域課題の把握、整理・集約、話し合いのコーディネート ・地域資源の発掘、多様な主体の参画の促し ・課題解決のための他の地域や先進事例の情報収集 ・地域福祉コーディネーター(CSW)や認知症地域支援推進員などの多職種との連携 ・生活支援事例座談会(今年度実施予定) ※地域協働体の好事例紹介</p> <p>【配置状況】 一関市福祉部長寿社会課6人 ※認知症地域支援推進員との兼務職員を含む ・生活支援コーディネーターを主業務とするもの 5人 (うち認知症地域支援推進員兼務 1人) ・認知症地域支援推進員を主業務とするもの 1人 (生活支援コーディネーター兼務。西部地域包括支援センター常駐) 平泉町保健センター 1人 合計 7人</p>

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			<p>【一関市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の生活上の課題を話し合う場に積極的に参加し、情報提供や共有を行っている。 地域の市民センターや通いの場などを訪問し、地域課題や資源、先進事例などの情報収集に努めている。 地域福祉コーディネーター（CSW）や認知症地域支援推進員などと連携し、地域の福祉活動の推進に努めている 地域の協働体を対象に、生活支援の事例を共有する生活支援座談会「こつちや来てあだちらいん」を一関市まちづくり推進課と連携して開催した。 <p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1回 12/10開催 29人参加 <p>事例発表「市内で草刈支援をしている地域協働体」</p> <p>【令和7年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1回 7/9開催 26人参加 <p>事例発表「市内で移動支援している住民主体団体と地域協働体」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2回 12月開催予定 <p>【平泉町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通所Bの活動に参加しながら、団体の活動上の問題（活動拠点までの交通上の問題等）を解消するため支援。 通所Bに移行していない百歳体操の団体をサポートし、移行できるように支援。 <p>○生活支援サービスの提供体制の構築</p> <p>【一関市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動を希望する高齢者等を対象とし、生活支援アシスタント養成講座を開催した。 <p>【平泉町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通所Bの団体において訪問Bに関心を持っている団体があることから、町としてのサポートを検討中。また、通所Bで買い物支援を実施する団体を増やせるか検討したい。

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
<p>6 様々な生活形態に対応したサービス資源の確保</p>	<p>地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えます。</p>	<p>(1) 住み慣れた地域で安心して生活を続けるために必要な施設整備 (2) 介護人材の確保・育成・定着</p>	<p>検討内容及び実施内容</p> <p>(1) 住み慣れた地域で安心して生活を続けるために必要な施設整備 ○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） 計画：1ユニット 9人 現状：広域で設置候補者選定済</p> <p>○地域密着型特定施設入居者生活介護 計画：1ユニット 21人 現状：R7.7.1開設</p> <p>(2) 介護人材の確保・育成・定着 ○構成市町において、介護人材確保に向けて各種取組を推進 主な取組（◎構成市町が連携して取り組むもの）</p> <p>【一関市】（件数、人数は令和7年10月末時点） ①介護職への入職支援及び資格取得支援等 ・介護職員就職奨励金交付事業 244件（令和8年度までの目標330件） ・介護職員研修奨励金事業 309件（令和8年度までの目標390件） ・介護保険施設等人材育成支援事業 1事業所 ・介護人材確保奨学金補助事業 11名 ・医療介護従事者修学資金貸付事業 ②職場定着及び職場環境の改善、人材育成 ◎介護従事者向け研修（講演会、階層別研修） 【令和6年度】 ・4市町連携 介護従事者向けモチベーションアップ研修会（令和6年12月11日） 【令和7年度】 ・4市町連携 介護従事者向けモチベーションアップ研修会（令和7年12月実施予定） 人材の掘り起こし（介護のすそ野の拡大） 【令和6年度】 ・介護担い手育成事業 介護体験セミナー（令和7年1月25日） 介護実践講座（令和7年1月18日、2月8、18、22日） ・生活支援アシスタント養成講座（令和6年9月9～11、25～27日） 【令和7年度】 ・介護担い手育成事業 介護体験セミナー、介護実践講座（令和8年1月～2月実施予定） ・生活支援アシスタント養成講座（令和7年12月～8年1月実施予定）</p>

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			<p>④介護の仕事の啓発及び魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアチャレンジの共催（ふじさわ地域包括ケア研究会主催） ※開催見合わせ ◎福祉職進路選択セミナーの共催（県と共催） ※県予算確保なしのため、開催見合わせ ・ 医療・介護職の魅力発信イベント（令和6年度刷新） <p>[平泉町]（件数、人数は令和7年10月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護職への入職支援及び資格取得支援等 ・ 介護職員者研修奨励金事業 2件（令和8年度までの目標5件） ②職場定着及び職場環境の改善、人材育成 ◎（再掲）介護従事者向け研修（講演会、階層別研修） ◎人材の掘り起こし（介護のすそ野の拡大） ◎（再掲）生活支援アシスタント養成講座

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
7 サービスの円滑な提供	サービスが、円滑かつ効果的に提供される体制の構築を図ります。	<p>(1) 感染症対策の徹底と災害時における対応の強化</p> <p>(2) 高齢者の権利擁護の推進と介護者への支援並びにサービス向上のための各種会議や研修会の開催</p> <p>(3) 業務の効率化</p>	<p>(1) 感染症対策の徹底と災害時における対応の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所へ感染拡大防止策の徹底とサービス提供継続の依頼（通知発出） ○国県からの感染拡大防止策の情報の周知 ○運営指導 <p>(2) 高齢者の権利擁護の推進と介護者への支援並びにサービス向上のための各種会議や研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体拘束及び虐待の防止 ○サービス向上のための各種会議や研修会の開催 ・高齢者虐待対応に係る担当職員研修会の開催（市町、地域包括支援センター職員等対象） ・岩手県権利擁護地域研修出席（同上） ・事業所主催研修会への講師派遣（地域包括支援センター職員対応） <p>(3) 業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する電子申請に対応するための準備を進める。 ○介護サービス事業者の経営の共同化や大規模化について検討する場の設定や手段についての検討を行う。

長期目標 令和6～22年度 8 給付の適正化	短期目標 令和6～8年度 サービスの透明性を高め、良質かつ適正なサービスの水準を確保します。	具体的施策 (1) 介護給付等費用適正化事業の実施 (2) 指導監査、評価の実施	検討内容及び実施内容
			<p>(1) 介護給付等費用適正化事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付適正化事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 縦覧点検及び医療情報との突合（国保連委託及び自主点検） ・ 受給者への介護給付費通知の送付（3月） ・ ケアプラン点検の実施（2事業所） ・ 要介護認定の調査技術の平準化（定期的に研修を実施） ・ 住宅改修の点検、福祉用具購入（年2回×10件）・貸与調査（自主点検） <p>(2) 指導監査、評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団指導（全指定事業所対象） <ul style="list-style-type: none"> 【令和6年度】 7/11総合事業集団指導会（県と合同開催） 7/12地域密着型サービス（施設系）事業所集団指導会 7/16地域密着型サービス（居宅系）事業所集団指導会 7/19居宅支援事業所集団指導会 【令和7年度】 7/10居宅介護支援事業所 7/14地域密着型サービス事業所集団指導会 7/31総合事業集団指導会（県と合同開催） ○ 運営指導（指定期間内に1回、施設系は3年に1回） <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度 52事業所 9/12～1/20訪問 令和7年度 39事業所 9/12～12/22訪問 ○ 事業所におけるサービスの自己評価、外部評価及び公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護においては自己評価及び運営推進会議等において第3者の観点から評価 ・ 認知症対応型居宅介護事業所においては自己評価及び外部機関による外部評価 ・ 運営指導時に実施状況を確認する